

別表第1（第2条関係）

今治市障がい者日常生活用具一覧

障害	種 目	対象者（障害及び程度）	性能	限度額	耐用年数
視 覚 障 害	視覚障がい者用ポータブルレコーダ	視覚障害2級以上（学齢児以上）	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ録音又は再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの（再生専用のものを含む。）	85,000	6年
	盲人用時計	視覚障害2級以上（児童を除く。）	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	10,300 （触読・振動式）	10年
				13,300 （音声式）	
	点字タイプライター	視覚障害2級以上（本人が就労若しくは就学しているか、又は就労が見込まれる者に限る。）	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	63,100	5年
	電磁調理器	視覚障害2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、児童を除く。）	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	41,000	6年
	盲人用音声式体温計	視覚障害2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯で学齢児以上）	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	9,000	5年
	盲人用音声式血圧計	18歳以上の視覚障害2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）（ただし1世帯に1台のみ）	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	15,000	5年
点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい者（児）	点字により作成された図書（月刊や週刊で発行される雑誌を除く。）。一般図書の購入費は自己負担とする。	—	年間6タイトル又は24巻	

視 覚 障 害	盲人用体重計	視覚障害2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、児童を除く。）	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	18,000	5年
	点字器	視覚障がい者（児）	触覚で識別できる凸点を組み合わせて構成される点字を打つための用具。点字用紙を挟んで固定する板と点字を打つための定規及び点筆。（標準用は1行が32マスになっており、18行で両面書のもの。）	10,400 （標準用）	7年
				7,200 （その他）	5年
	視覚障がい者用拡大読書器	視覚障がい者（児）であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者で原則として学齢児以上	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	198,000	8年
	視覚障がい者用音声読書器	視覚障がい者（児）であって、拡大読書器により文字等を読むことが困難な者で、原則として学齢児以上	文字等を読み取り、音声によりその内容を読み上げることができるもの	198,000	8年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上（原則として学齢児以上）	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	7,000	10年
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障がい者（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）の身体障がい者であって、必要と認められる者（児童を除く。）	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,000	6年
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上（原則として学齢児以上）	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	99,800	6年
地上デジタル放送対応ラジオ	視覚障害2級以上（原則として学齢児以上）	テレビ音声及びAM・FM放送を受信する機能を有し、視覚障がい者が容易に使用できるもの	29,000	6年	

聴覚障害	聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障害2級（聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯で、児童を除く。）	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400	10年
	聴覚障がい者用通信装置	聴覚障がい者（児）又は発声・発語に著しい障害を有する者及び児童であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者で原則として学齢児以上	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい者が容易に使用できるもの	71,000（ただしファックスは30,000）	5年
	聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がい者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者及び児童	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者が容易に使用し得るもの	88,900	6年
	人工内耳用電池	聴覚障がい者（児）であって、人工内耳を装着している者	人工内耳に使用するもの	2,000/月	—
	人工内耳用音声信号処理装置	聴覚障がい者（児）であって、人工内耳を装着している者 ※購入は、人工内耳を装着して5年を経過している者で、医療機関より医療保険等の給付制度を利用して本装置の購入ができないと判断され、損害保険等の適用も受けられない場合に限る。 ※修理は、損害保険等の適用を受けられない場合に限る。	現に装着する人工内耳に音声等を電気信号に変換して送信する機能を有するもので、聴覚障がい者（児）が容易に使用できるもの	購入 300,000 修理 30,000	5年 —
肢体不	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上で原則として学齢児以上	障がい者が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	4,450	8年

自由	手すり（便器に手すりをつけた場合）	下肢又は体幹機能障害２級以上で原則として学齢児以上	上記便器に付随するもの	5,400	—
	特殊便器	上肢障害２級以上で原則として学齢児以上	温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200	８年
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害１級（常時介護を要する者で原則として３歳以上）	褥瘡の防止又は失禁等により汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600	５年
	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害２級以上（児童を除く。）	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000	８年
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害１級（常時介護を要する者で、学齢児以上）	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000	５年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害２級以上（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者で、原則として３歳以上）	障がい者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400	５年
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害２級以上（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者で、原則として学齢児以上）	介助者が障がい者の体位を交換させるのに容易に使用し得るもの	15,000	５年
	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障がい者（児）又は肢体不自由者（児）であって、発声・発語に著しい障害を有する者で、原則として学齢児以上	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者が容易に使用し得るもの	98,800	５年
	肢体不自由	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障がい者（児）であって、入浴に介助を必要とする者で、原則として３歳以上	入浴時の移動を補助でき、障がい者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000
入浴時の座位の保持を補助でき、障がい者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。				90,000	８年

		入浴時の浴槽への入水を補助でき、障がい者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000	8年
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の者及び児童で、原則として3歳以上	介助者が重度身体障がい者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他の住宅改修を伴うものを除く。	159,000	4年
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者及び児童で原則として3歳以上	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障がい者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000	8年
居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する学齢児以上の者であって障害等級3級以上のもの（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上）	障がい者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。（申請は1回限りとする。）	200,000	—
肢 体 不 自 由 訓練いす	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害にかかるものに限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、原則として3歳以上	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	33,100	5年
訓練用ベッド	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害にかかるものに限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、原則として学齢児以上	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200	8年

	T字状・棒状のつえ	肢体不自由者（歩行補助つえの使用により歩行機能が補完される者に限る。）	盲人安全つえとは異なり、歩行時に身体を支え、安定させるもので、地面との接点が1点のもの	3,000	3年
腎臓機能障害	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者（原則として3歳以上）	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500	5年
呼吸器機能障害	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の肢体不自由者（児）であって、必要と認められる者（原則として学齢児以上）	障がい者が容易に使用し得るもの	36,000	5年
呼吸器機能障害	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の肢体不自由者（児）であって、必要と認められる者（原則として学齢児以上）	障がい者が容易に使用し得るもの	56,400	5年
	医療機器用非常用電源装置等	身体障害者手帳の交付を受けたものであって、在宅で人工呼吸器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器を使用している者（ネブライザー（吸入器）または電気式たん吸引器の給付を受けた者に限る）	障がい者又は介助者が容易に使用し得るもの蓄電池又は発電機	100,000	6年
ぼうこう又	ストマ用装具	ぼうこう又は直腸機能障害4級以上であって、肛門からの排便又は膀胱からの排尿が困難となり、ストマ用装具を必要とする者	蓄便袋・・・障がい者又は介助者が容易に使用し得るもの（サラシ、ガーゼ、洗腸用装具等を含む。）	8,600/月	—
			蓄尿袋・・・障がい者又は介助者が容易に使用し得るもの（サラシ、ガーゼ等を含む。）	11,300/月	—
			蓄便袋と蓄尿袋を同時に必要する場合	19,900/月	—

は 直 腸 機 能 障 害	紙おむつ等	ア. 治療によって軽快の見込みのないストマ 周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形 のためストマ用装具を装着することができない 者 イ. 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因す る高度の排便機能障害のある者 ウ. 先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因 する神経障害による高度の排尿機能障害又は 高度の排便機能障害のある者 エ. 乳幼児期以前に発現した脳性麻痺等脳原 性運動機能障害により排尿若しくは排便の意 思表示が困難な者 （ア・イ・ウ・エの全てについて、3歳以上か つ医師の意見書が必要）	紙おむつなど	12,000/月	—
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者（児 童を除く。）	障がい者が容易に使用し得るもの	17,000	10年
	火災報知器	障害等級2級以上（火災発生の感知及び避難 が著しく困難な障がい者（児））	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し 警報ブザーで知らせ得るもの	15,500	8年
	自動消火器	障害等級2級以上（火災発生の感知及び避難 が著しく困難な障がい者（児））	室内温度の異常上昇や又は炎の接触、地震による揺れ 等を感じ、火災を消火又は予防し得るもの	28,700	8年
	頭部保護帽	身体障害者手帳の所持及びその障害により頻 繁に転倒する者	ヘルメット型に製作されており、転倒時のショックを 吸収し、頭部を保護する機能をもつもの	15,200	3年
	収尿器	身体障害者手帳を所持し、せきずい損傷等によ る排尿障害（特に失禁のある場合）により収 尿器を必要とする者（医師の意見書が必要）	採尿器と蓄尿袋で構成されており、尿の逆流防止装置 がついているもの。	7,700 （男性 用） 8,500 （女性 用）	1年

	人工喉頭	音声機能障害4級以上であって、喉頭摘出した等により音声機能を消失した者	ア 笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの イ 電動式 顎下部にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	5,000 (笛式)	4年
				70,100 (電動式)	5年
	情報・通信支援用具	上肢障害2級以上又は視覚障害2級以上	情報機器（パーソナルコンピュータ）を使用するに当たり、必要となる周辺機器及びソフト等	100,000	5年
知的障害	特殊マット	児童相談所等において、知的障がい児・者として判定された障害の程度が重度又は最重度である者で原則として3歳以上	失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット（寝具）にビニール等の加工をしたもの	19,600	5年
	特殊便器	児童相談所等において、知的障がい児・者として判定された障害の程度が重度又は最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者で、原則として学齢児以上	温水温風を出し得るもので知的障がい者児・者を介護している者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200	8年
	頭部保護帽	児童相談所等において知的障がい児・者として判定された障害の程度が重度又は最重度である者で、頻繁に転倒するもの	ヘルメット型に製作されており、転倒時のショックを吸収し、頭部を保護する機能をもつもの	15,200	3年
	火災報知器	児童相談所等において知的障がい児・者として判定された障害の程度が重度又は最重度である者で火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し警報ブザーで知らせ得るもの	15,500	8年

	自動消火器	児童相談所等において知的障がい児・者として判定された障害の程度が重度又は最重度である者で火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの	室内温度の異常上昇や又は炎の接触、地震による揺れ等を感じ、火災を消火又は予防し得るもの	28,700	8年
	電磁調理器	児童相談所等において知的障がい児・者として判断された障害の程度が重度又は最重度である者（児童を除く。）	知的障がい者が容易に使用し得るもの	41,000	6年
難病等	便器	常時介護を要する者	難病患者等が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	4,450	8年
	手すり（便器に手すりをつけた場合）	常時介護を要する者	上記便器に付随するもの	5,400	—
	特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等により汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600	5年
	特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000	8年
	特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000	5年
	体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が難病患者等の体位を交換させるのに容易に使用し得るもの	15,000	5年
	入浴補助用具	入浴に介助を必要とする者	入浴時の移動を補助でき、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000	8年
		入浴時の座位の保持を補助でき、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000	8年	

		入浴時の浴槽への入水を補助でき、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000	8年
移動・移乗支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000	8年
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	56,400	5年
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障がいのある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	36,000	5年
医療機器用非常用電源装置等	難病患者などで在宅で人工呼吸器、ネブライザー（吸入器）または電気式たん吸引器を使用している者	難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの蓄電池又は発電機	100,000	6年
移動用リフト	下肢又は体幹機能に障がいのある者	介助者が難病患者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他の住宅改修を伴うものを除く。	159,000	4年
居宅生活動作補助用具	下肢又は体幹機能に障がいのある者	難病患者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。（申請は1回限りとする。）	200,000	—
特殊便器	上肢機能に障がいのある者	温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200	8年
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障がいのある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200	8年
自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な者	室内温度の異常上昇や又は炎の接触、地震による揺れ等を感じ、火災を消火又は予防し得るもの	28,700	8年

動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	157,500	5年
--------------------------	---------------	---	---------	----